

## 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

標記について、平成 30 年 2 月 13 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

### 1 行政処分の内容

#### (1) 保険医療機関の指定の取消

名 称	寺西歯科医院
所 在 地	愛知県海部郡大治町東條砂島 2 6
開 設 者	寺西 信吾 (てらにし しんご)
取消年月日	平成 30 年 2 月 15 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号

#### (2) 保険医の登録の取消

氏 名	寺西 信吾 (59 歳)
取消年月日	平成 30 年 2 月 15 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第 1 号、第 3 号

### 2 監査を行うに至った経緯

医療費通知の金額と領収証の金額が合わないことについて情報提供があったため、個別指導を実施したところ、一部の患者について、診療録、歯科技工指示書（以下「指示書」という。）及び歯科技工納品書（以下「納品書」という。）の持参がなく、また、持参した納品書についても、複数の歯科技工所分について同一の様式が使用されており、同一人物による作成が疑われたこと等から、個別指導を中断した。

歯科技工所へ赴き、個別指導時に持参のあった指示書及び納品書を提示して確認を行ったところ、2 か所の歯科技工所から自身の歯科技工所が使用している様式ではない旨の回答を得た。

また、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を収集し確認したところ、寺西歯科医院でのブリッジの製作に疑義が生じた。

個別指導を再開し、このことについて寺西歯科医師に確認したところ、明確な回答が得られず、付増請求の疑義が深まったことから、個別指導を中止し、患者調査を行ったうえで監査を実施した。

### 3 行政処分の主な理由

監査において判明した行政処分の理由となる主な事実は以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

- (3) 保険外診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療で行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 上記(1)の一部について、不正請求分に係る一部負担金を受領していた。
- (6) 保険分と自費分の診療録を区別して整備していなかった。

#### 4 不正・不当金額

監査において判明した不正・不当金額は、監査で使用した平成 23 年 7 月分から平成 28 年 5 月分までのレセプトのうち以下のとおり。

・不正請求	34 名	444 件	7,316,121 円
・不当請求	27 名	663 件	884,436 円

#### 5 再指定等

原則として、指定の取消及び登録の取消の日から 5 年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。